

## 北海道ケアラー支援有識者会議設置要綱

## (設置)

第1条 高齢化、核家族化の進行等の社会構造の変化などにより、「老老介護」「ダブルケア」「ヤングケアラー」「介護離職」など家族の介護や世話を行うケアラーの問題及びこれらのケアラーに対する支援の重要性が指摘されていることを踏まえ、道におけるケアラー支援対策について幅広い観点から意見を聴取するため、北海道ケアラー支援有識者会議（以下「会議」という。）を設置する。

## (意見聴取事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1) 道によるケアラー支援対策のための実態調査に関する事
- (2) 道におけるケアラー支援対策の方針に関する事
- (3) その他道におけるケアラー支援対策に関し、必要な事項

## (構成)

第3条 会議は15名以内で構成する。

- 2 構成員は、ケアラー支援に関する学識経験者、当事者、関係団体及び行政機関のうちから保健福祉部少子高齢化対策監が決定する。
- 3 構成員の互選により座長及び副座長を置く。

## (運営)

第4条 会議は、保健福祉部少子高齢化対策監が招集する。

- 2 会議は、座長が主催する。
- 3 座長に事故あるとき又は座長が不在若しくは欠けるときは、副座長がその職務を代行する。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者を出席させて、意見聴取などを行うことができるものとする。

## (庶務)

第5条 会議の庶務は、保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課において行う。

## 附 則

この要綱は、令和3年5月27日から施行する。